平成２９年（フ）第２５３１号
東京都杉並区和田１丁目36―23―202
債務者　菊池　成一
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５３５号
東京都荒川区荒川１丁目58―３
債務者　平澤　宏之
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５３６号
東京都新宿区榎町37―501
債務者　ハシェミ喜久乃
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５３７号
千葉県松戸市常盤平５丁目４－２－202、住民票上の住所東京都足立区谷在家２丁目９－11―403
債務者　大関　健一
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５３８号
東京都練馬区石神井町１丁目１―46―303
債務者　榎本ゆう子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５４１号
東京都足立区江北４丁目31―24―301
債務者　芦澤　　茂
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５４７号
東京都西東京市南町６丁目５―44
債務者　臼杵　泰佑
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５４８号
東京都葛飾区南水元１丁目17―６―506
債務者　野澤　広幸
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５５０号
東京都荒川区西日暮里１丁目15―12―204
債務者　谷口　　渚
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５５１号
神奈川県横浜市神奈川区六角橋６丁目11―21六角橋壱番館101
債務者　山本浩太郎
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５５２号
東京都多摩市落合６丁目15―10―301
債務者　土田　康貴
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５５３号
埼玉県所沢市小手指町５丁目８－７－203
債務者　宮本　弘子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５５４号
埼玉県久喜市栄１丁目８－２　サンロイヤルＢ―106
債務者　中世古俊明
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５６４号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目９－６－103
債務者　矢頭　勇作
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２５６６号
東京都大田区羽田３丁目28－９
債務者　三浦雄一郎
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部